(ポイント)

- ●当地旅行代理店による、6月11日(木)当地発、日本行きチャーター便を利用する方で既にご連絡を頂きましたカトマンズ外からカトマンズに来られる方につきましては、以下の必要書類・情報を用意の上、現在滞在中の各郡の CDO (CHIEF DISTRICT OFFICER) から通行許可証を取得して頂きますようお願い致します。
- ●CDO によっては、通行許可証発行まで時間がかかる可能性もございますので、お早めに申請されることをおすすめします。なお、CDO への通行許可証申請につきましては、現在滞在中で当館に連絡をされた郡の CDO で申請を行って頂きますようお願いいたします。内務省から指示されるのは当館へご連絡頂いた郡の CDO のみとなります。●また、日本行きチャーター便を利用する方でカトマンズ市内から空港への移動については、当館が発出したレターを当館ホームページに掲載しておりますので、本レターを持参の上、各自で空港まで移動して頂きますようお願い致します。

在ネパール大使館の注意喚起(安全情報20-57)

当地旅行代理店による日本行きチャーター便の運航予定について(その3)

1 当館から発出した「ネパール大使館の注意喚起(安全情報20-55,56)」において、当館へ情報提供いただいた方におかれましては、内務省から各 CDO (CHIEF DISTRICT OFFICER) に対して、6月11日(木) 当地発、日本行きチャーター便を利用する日本人に通行許可証を発行するよう指示したとの連絡がございました。

つきましては、6月11日の日本行きチャーター便を利用する方で既に当館へご連絡頂きましたカトマンズ外からカトマンズに来られる方におかれましては、以下の必要書類・情報を用意の上、現在滞在中の各郡の CDO (CHIEF DISTRICT OFFICER) から通行許可証を取得して頂きますようお願い致します。

なお、CDO への通行許可証申請につきましては、現在滞在中で当館に連絡をされた 郡のCDO で申請を行って頂きますようお願いいたします。内務省から指示されるのは 当館へご連絡頂いた郡のCDO のみとなりますので、ご注意下さい。

また、CDO によっては下記以外の書類・情報を求められたり、通行許可証発行までに時間がかかる可能性もございます。そのため、お早めに申請を行っていただくとともに、事前に各CDO に必要書類・情報につきご確認されることをおすすめします。

・必要書類

- (1) 当該日本人のパスポート原本
- (2) 使用する車両の車両番号
- (3) 車両を運転する運転手の氏名, 連絡先及び I D番号
- (4) 当館から外務省経由で内務省に送付したオフィシャルレター(以下の当館HP

から印刷可能です)

(当館HP) https://www.np.emb-japan.go.jp/files/100062116.pdf

- (5) 航空券のEチケット
- (6) カトマンズでの宿泊先の情報
- (7) ネパールのビザ

また, CDO によっては, 新型コロナウイルスの感染拡大措置のため, CDO への入館が困難な場合もございますので,以上の情報をデータ送信できるような機器類をお持ちいただければと思います。

2 カトマンズでの宿泊先の情報については以下のネパール観光庁のサイトをご参照していただけければと思います(ページの真ん中付近に「WHERE TO STAY & EAT」と書かれており、その下にカトマンズのホテル情報がございます)。

(ネパール観光庁)

https://strandedinnepal.com/

- 3 これまでのチャーター便運行時にはネパール内務省より、カトマンズ外からカトマンズに到着した後は外出を控えるよう連絡がございました。今回においても、カトマンズに到着された後、極力宿舎等から外に出ないようにして頂ければと思います。なお、新型コロナウイルスの影響でネパール国内の移動がさらに厳しく制限されています、通行許可証を発行するのはネパール政府ですので、通行許可証が発給されない場合は、当館では一切の責任を負いませんので、ご理解願います。
- 4 ネパール政府は6月14日(日)までロックダウンを延長することを決定しましたが、チャーター便搭乗者の皆様は、カトマンズ市内からトリブバン空港まで移動する必要がございます。チャーター便に関しては各自で空港まで移動していただく必要がございますところ、当館が発出したレターを当館ホームページに掲載しておりますので、本レターを持参の上、空港まで移動して頂きますようお願い致します。

(当館HP) https://www.np.emb-japan.go.jp/files/100059180.pdf

※ 在留邦人で在留届を提出されていない方がおられましたら、大使館へ在留届を 提出するようおすすめ願います。(オンライン在留届HP:

https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html)

- ※ 近く帰国・離任を予定されている方、または既に帰国されている方は速やかに 大使館までご連絡ください。
- ※ このメールは、在留届にて届けられたメールアドレス及びたびレジに登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。自動配信を希望されない方は、帰国

届を提出していただくか、たびレジへの登録をご自身で停止していただく必要があります。

「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止されたい方は、以下の URL から停止手続きをお願いいたします。

https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete

大使館代表電話 4426680

※ 閉館時(休館日や夜間など)には、上記電話から緊急電話対応者に転送されます。(了)